

平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領 (経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について)

【※必ずお読みください※】平成22年度の経営事項審査申請時において、既に平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書を提出している場合は第1による提出の必要はありません。

ただし、第2については、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事のいずれかの資格申請を希望する場合は、該当する項目について申請する必要がありますのでご注意ください。

第1 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成23年度及び平成24年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者。
- (2) 平成22年度の経営事項審査を完了した者（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）

※ ただし、平成22年度の経営事項審査申請時において、既に提出している方は提出する必要はありませんのでご注意ください。

2 申請の受付

(1) 申請の方法

申請に当たっては、郵送、持参又は電子申請のうちいずれかの方法を選択すること。
(いずれの方法でも可)

ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）

イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）

ウ 電子申請（熊本県・市町村電子申請受付システム「よろず申請本舗」により申請するものとし、提出書類については、簡易書留により別途郵送又は持参すること。）

<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>

※ 詳細は本要領末尾の別紙を参照

※ 電子申請を行った場合でも、必ず提出書類を郵送又は持参により提出することが必要ですので注意してください。

(2) 受付期間及び提出先

ア 郵送の場合

○受付期間 平成23年1月11日（火）から平成23年1月20日（木）まで

※ 1月20日の消印有効

イ 持参の場合

○受付期間 平成23年1月17日（月）から平成23年1月20日（木）まで

○受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

○受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

ウ 電子申請の場合

○受付期間 平成22年12月1日（水）から平成23年1月20日（木）まで

※ 郵送書類は1月20日の消印有効

郵送書類の提出先 〒862-8570（県庁専用郵便番号） 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班

3 提出書類及び提出部数

(1) 平成23・24年度熊本県工事入札参加者

資格審査申請書(建設工事)・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式1 2部

※ 電子申請の場合は、当該様式に代えてインターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を郵送により1部提出すること。

(2) 使用印鑑届・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式2（独自様式でも可） 1部

※ 電子申請の場合のみ提出すること。

第2 平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

平成22年度に、「平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、第2の3の(1)アからチまでの項目のいずれかに該当するものがある者。

2 申請の受付

(1) 申請の方法

申請に当たっては、郵送又は持参のいずれかの方法を選択すること。

(いずれの方法でも可)

ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)

イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)

(2) 受付期間及び提出先

ア 郵送の場合

○受付期間 平成22年12月1日(水)から平成23年1月20日(木)まで
※ 1月20日の消印有効

○送付先 〒862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業班

イ 持参の場合

○受付期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月20日(木)まで

○受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

○受付場所 熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
(1)	<p>平成23・24年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書・・・別記様式3</p> <p>ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからタまでの項目に該当するもののみ提出すること。</p> <p>ア 平成22年9月30日現在において、財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者</p> <p>イ 平成21年1月から平成22年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者</p> <p>ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される業者で平成22年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で障害者を1人以上雇用している者</p> <p>エ 学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成19年度、平成20年度又は平成21年度に卒業した者を採用し、平成22年9月30日において継続して常勤で雇用している者</p> <p>オ 平成22年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者</p>	2部

	<p>カ 平成21年1月から平成21年12月まで及び平成22年1月から平成22年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者</p> <p>キ 平成22年9月30日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証・登録証を有する者</p> <p>ク 平成21年1月から平成22年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者</p> <p>ケ 平成22年9月30日現在において、県（熊本土木事務所又は地域振興局）と防災協定を締結している者</p> <p>コ 平成17年10月から平成22年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者</p> <p>サ 平成18年1月から平成22年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者</p> <p>シ 平成21年1月から平成22年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者</p> <p>ス 平成22年9月30日現在において、ほ装用機械を保有し施工体制を整えている者</p> <p>セ 平成22年9月30日現在において、常勤性のあるほ装施工管理技術者を雇用している者</p> <p>ソ 平成22年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降に技術者に係る変更があった者</p> <p>タ 平成18年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者</p> <p>チ 平成10年4月1日から平成22年12月31日までの間に高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者</p>	
(2)	「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類	1 部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付ない。
- 3 審査の結果は平成23年3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成23年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

第5 問い合わせ先

○申請全般

熊本県土木部監理課建設業班

熊本市水前寺六丁目18番1号

電話096-383-1111

○電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター

電話096-334-1592

<県・市町村の入札参加者資格審査申請の共同受付について>

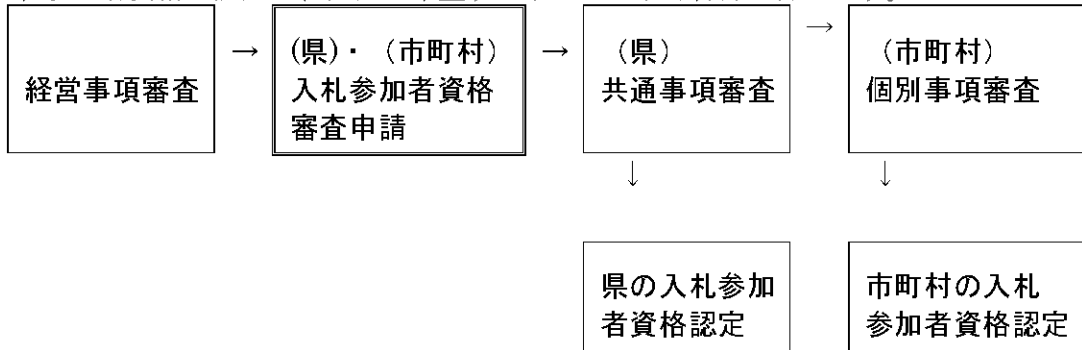
平成23・24年度の熊本県及び県内市町村の工事入札参加者資格審査申請において、電子申請による受付方法もあります。

県及び市町村への申請を電子申請で行う方※①または、県には紙で申請済みであるが、市町村に電子申請を行いたい方※②が対象となります。(※①(県・市町村)と②(市町村)では、申請画面への入口が異なりますので注意してください。)

県は、県と市町村に共通する項目(共通事項)の審査を行い、共通事項の審査結果を市町村と共有します。

また、市町村は、県の共通事項の審査結果を受けて、市町村毎に設けた個別事項の審査を行います。

入札参加者資格の認定は、発注を希望する県または市町村毎に行います。



<申請の手順>

- ①インターネットで利用者ID仮登録を行い、仮パスワードを取得する。
- ②仮パスワードでログインし、利用者ID本登録を設定する。→利用登録完了
仮パスワードの有効期間は2週間であるため、有効期間内に必ず本登録を行うこと。
- ③申請メニューの「熊本県ー土木部ー入札参加者資格審査申請(県内工事)」から申請を行う。
- ④申請後の受付、補正、通知等はメールにより行う。
- ⑤提出書類については、別途郵送により提出する。(簡易書留に限る。)

<共通事項の審査>

- 共通事項の審査項目は、建設業許可の有無、経営事項審査受審の有無、納税の状況(国税・県税)、工事实績です。
- 平成22年度の経営事項審査が終了しない場合には入札参加者資格審査申請を行うことができません。
- 共通事項の審査終了通知は電子申請受付システム(メール)により行います。

<個別事項の審査>

- 県に共通事項を申請し受付終了後、申請書に記載した発注を希望する市町村に対して、個別事項審査用の提出書類を送付または持参します。
- 提出書類は、「よろず申請本舗」の「工事入札参加者資格審査市町村提出書類一覧」を参照してください。

<審査の終了>

- 共通事項及び個別事項の審査終了後に、発注を希望する県または市町村毎に資格の認定を行います。